

長久手市国土強靱化地域計画 【概要版】

1 計画の策定趣旨、位置づけ (P1、P2)

【計画の策定趣旨】

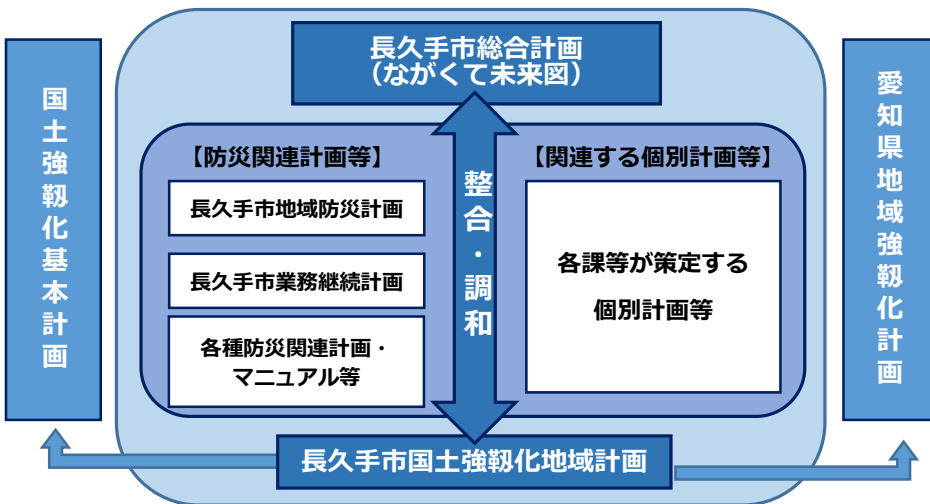
我が国では、これまで多くの大規模自然災害等による被害を受け、その度に復旧・復興を強いられてきました。平成23年に発災した東日本大震災では、甚大な被害発生と長期間かけて復旧・復興を図る「事後対策」を避けて、最悪の事態を念頭に平時から備えることの重要性が、改めて認識されました。このようなことを背景に、国土強靱化基本法が公布・施行され、国や愛知県において、国土強靱化のための計画が策定されています。

この動向を踏まえ、長久手市(以下「本市」と記載)では、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧・復興に資する強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するために、その指針となる「長久手市国土強靱化地域計画」(以下「本計画」と記載)を策定するものです。

【計画の位置づけ等】

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づき策定するもので、国土強靱化基本計画と調和を保ちつつ、愛知県地域強靱化計画との連携・役割分担を考慮しています。

また本計画は「第6次長久手市総合計画(ながくて未来図)」との調和を図りながら、本市における地域強靱化施策を推進する上での指針となるものです。



2 長久手市の地域特性等 (P3～P20)

本市の地域特性として、①地理・地形・気候、②人口、③産業、④土地利用、⑤交通の現状等を整理するとともに、本市に影響を及ぼす大規模自然災害(地震、豪雨・台風)により想定される被害について整理しています。

3 長久手市の強靱化の基本的な考え方 (P21、P22)

本計画は、国の基本計画及び愛知県地域強靱化計画を踏まえ、4つの基本目標を設定しています。

- (1) 市民の生命を最大限守る。
- (2) 地域及び社会の重要な機能を維持する。
- (3) 市民の財産及び公共施設、産業・経済活動に係る被害をできる限り軽減する。
- (4) 迅速な復旧復興を可能とする。

4 長久手市の脆弱性評価と強靱化の推進方針 (P23～P99、P101～P165)

(1) 事前に備えるべき目標と、起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定 (P23～P25)

国や県の計画を参考に、本市の地域特性等を踏まえ、8項目の「事前に備えるべき目標」と37項目の「起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)」を設定しています。(裏面参照)

(2) 施策分野の設定 (P26)

国や県の計画をもとに、11の個別施策分野及び4の横断的分野を設定しています。

(3) 脆弱性評価 (P27、P101～P165)

本市が取り組んでいる施策について、リスクシナリオごと・施策分野ごとに取組状況や課題を分析するとともに、一層の進捗が必要な施策や新たな施策の必要性を検討・整理しています。

(4) 推進すべき施策の方針 (P28～P99)

上記、脆弱性評価の結果を踏まえ、設定したリスクシナリオごと・施策分野ごとの「施策の推進方針」を、具体的施策や重要業績指標(KPI)とともに検討・整理しています。

5 計画推進の方策 (P100)

PDCAサイクルを通じて、計画を着実に推進します。

- (1) 計画の推進体制：市防災会議の参加機関及び全庁的な体制のもと、取組を推進します。
- (2) 計画の進捗管理：毎年の進捗状況や指標に基づく目標の達成状況を把握し、計画・実施・評価・改善のPDCAサイクルを繰り返していきます。
- (3) 計画の見直し等：長久手市総合計画の期間と合わせ、計画期間を10年間としますが、計画の見直しについては市総合計画の見直し期間に合わせて、概ね5年ごとに必要に応じて見直しを実施します。

事前に備えるべき目標 (8 項目)	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ） (37 項目)	
1 直接死を最大限防ぐ	1-1	住宅・建築物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や不特定多数が集まる施設の倒壊による多数の死傷者の発生
	1-2	密集市街地や不特定多数が集まる施設における大規模火災による多数の死傷者の発生
	1-3	突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生
	1-4	大規模な土砂災害等による多数の死傷者の発生
2 救助・救急、医療活動等が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
	2-2	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-3	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
	2-4	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
	2-5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
	2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	被災による警察機能の大幅な低下等による治安の悪化、社会の混乱
	3-2	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
	4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
	4-3	災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず、避難行動や救助・支援が遅れる事態
5 経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下
	5-2	エネルギー供給の停止による、社会経済活動・サプライチェーンの維持への甚大な影響
	5-3	基幹的交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
	5-4	食料等の安定供給の停滞
	5-5	異常湧水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電力供給ネットワーク（発電所、送配電設備）や都市ガス供給、石油・LP ガスサプライチェーン等の長期間にわたる機能の停止
	6-2	上水道等の長期間にわたる機能停止
	6-3	汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4	交通インフラの長期間にわたる機能停止
	6-5	防災インフラの長期間にわたる機能不全
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	地震に伴う市街地の火災の発生による多数の死傷者の発生
	7-2	沿線・沿道の建築物倒壊に伴う閉塞、地下構造物の倒壊等に伴う陥没による交通麻痺
	7-3	ため池等の損壊・機能不全や堆積した土砂の流出による多数の死傷者の発生
	7-4	有害物質の大規模な拡散・流出
	7-5	農地・森林等の被害による市域の荒廃
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
	8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足
	8-3	広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復興が大幅に遅れる事態
	8-4	被災者の住居確保等の遅延による生活再建の遅れ
	8-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
	8-6	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
	8-7	風評被害等による地域経済等への甚大な影響